

第4回いがまち中学校区再編検討協議会 議事要旨

1. 日 時 2025(令和7)年 9月 30日(火) 19:00~21:00

2. 場 所 西柘植地区市民センター 大会議室

3. 出席者 別添資料 委員名簿のとおり 傍聴者:1人

4. 概 要

※ 決定事項は★で表示

<事項1> あいさつ (奥澤会長)

お仕事お疲れのところ、協議会にご出席いただきありがとうございます。

今日で校名の募集を締め切りとなり、地区市民センターの応募箱も教育委員会に回収いただく。

涼しくなってきて驚いているが、これから天気も変わっていくため身体に十分気を付けて業務に励んでいただければ。

本日は事項書のとおり、校章・校歌と通学について協議いただく。

みなさんのご意見をいただきながら進めていければと思うのでよろしくお願ひ申し上げる。

委員:議論に先立って、議事録について委員が喋ったことについて一字一句外すことのないように、すべて間違えなく記録していただきたい。

保護者に説明する際に自分の発言したはずの内容がないことがある。

事項について決めることが大事であるが、言葉についてもよろしくお願ひする。

<事項2(1)> 校章・校歌の決定方法について

【校名募集について報告事項】(事務局より説明)

資料の説明に先立って校名の応募状況について報告する。

本日 16 時過ぎ時点で電子フォームへの応募が185件あった。

学校の方は10月から学習用タブレットを入れ替える都合上、10月3日まで応募を待っての締め切りとする。

地区市民センターおよび支所に設置した応募箱については、明日回収に伺うため対応をお願いする。

会長:今事務局で言われた学校の応募期間延長については了承いただきたいが、よろしいか。

(異議なし)

【資料 1-1～1-4 に基づく説明】(教育総務課 猪口)

資料 1-1 が校章・校歌の決定方法について、事務局案として提案する内容、資料 1-2 が第1回で提示した過去の統合校の校名・校章・校歌の決定方法から校章・校歌を抜き出したもの。

決定方法の案は校章・校歌共通であったためまとめて記載しているが、校章と校歌が別の決定方法でも問題ない。校歌に関しては歌詞の決定方法として見ていただきたい。

校歌の曲については作曲という専門的な能力を要するものがあるため、後ほど有識者を選

定するという形にしたい。

また、資料 1-1 の所々に「基本要件」という言葉が出てくるが、校章・校歌を作る際に事前に決めておいた方がよいと思われる事項をまとめているため後で説明する。

想定される案として3つ挙げており、まずは①公募によりデザインや歌詞を募集する方法。

この方法を採用する場合、(1)どのような形で提出してもらうかと基本要件、(2)公募する範囲(最小は児童・生徒、最大は全国)、(3)公募対象者への周知方法とその媒体、応募手段、(4)選定方法(協議会で選定か地域住民等への投票か)について検討が必要となる。

また、校章についてのみ(5)手書きデザインの清書方法も検討が必要。

次に②ワークショップを開催して決定する方法。おそらく最大の範囲で地域住民の方々という形になるが、みなさんに集まってもらってその中でデザインや歌詞の案を決める。

検討が必要な事項として(1)ワークショップでどこまで決めるか、例えば校章や校歌に靈山を想起するデザインやワードを入れてもらう、などまで決めて公募や専門家依頼をするという方法もとれる。

(2)開催方法や場所、どれくらいの人数に集まってもらうかや会場、加えて取りまとめて最終案に仕上げるファシリテーターの人選。

(3)参加範囲、(4)周知応募方法、(5)基本要件については①と同様である。

最後に③専門家に依頼する方法。

この場合もできればいがまち地区または伊賀市に縁のある方にデザイン等をお願いして何案かいただきながら協議会での選定や投票で決めていきたい。

検討が必要な事項としては、(1)専門家の人選だが、地域にゆかりの専門家を優先させてもらいたい。加えて(2)基本要件の内容と最終決定を投票等にする場合はその周知・応募方法となる。検討事項について事務局一任という場合はこちらで素案を作成しお諮りする。

公募や専門家依頼の際に決めておくべきことについて、基本方針として整理している。

校章に関しては(1)校名を組み込むことは必須、(4)形状や色数については校旗の製作もあるので正方形で3色以内という条件は事務局で固定させていただきたい。加えて(2)シンボル等、(3)カラースキームについては学校や地域のシンボルなどデザインに入れてほしいものや必ず使ってほしい色などがあればそれを決めて公募を行う。

校章については複雑すぎず視覚的に分かりやすいシンプルなデザインにしてほしいというのは必ず明記したい。

校歌の歌詞に関しては、必ず入れてほしい言葉を決めたり、音楽の授業等で歌うことを想定して1フレーズの文字数制限や曲の長さの制限もしていく必要がある。

加えて、難解な語句を使用せず分かりやすい言葉のものを作成ということは明記したい。

資料 1-3、1-4 は参考として柘植中学校、靈峰中学校の校章と校歌を示している。

両校の校長に校章についての由来等についてご説明いただきたい。

柘植中校長：柘植中学校の校章について、資料を探してみたが校長室に掛けてある額に入ったものしかなかった。

本来はマークの後ろに真ん中に白い帯が1本入っていて本来の校章になっていて資料のもの

は省略版ということになる。

真ん中にあるのは柘(つみ)が表す山桑を中心に置きつつ、雄花と雌花を左右対称に配置し、男女が共に学ぶ姿を現している。

真ん中に配置される白い帯が、子どもたちが団結してしっかり進んでいってほしいという意味が込められている。

靈峰中校長：靈峰中学校の校章について、真ん中に書かれた中学を中心に、左側に靈峰のアルファベットの頭文字の R、右側にスピリット(気力)の頭文字の S をデザインして、躍進する中学校を象徴している。

本日の協議をベースとして、次回の会議に募集や依頼の案を作成してお持ちできればと考えている。まず校章・校歌それぞれの決定方法について①、②、③のうちどれか、それ以外の案も含めご協議いただきたい。

«質疑・協議等»

会長： 事務局のほうから提案があったがご意見はあるか。

委員： 後戻りする話になるが、校名・校章・校歌の歌詞のどれを先に決めていくのか。

事務局： 一番最初に決めるのは校名になる。

校名が決まった後に校章・校歌を決めていくことになるが、やり方を先に決めておかないとワークショップ等の準備時間が取れないと考え、今回議題とした。

委員： 校名の募集の際、その意味合いを合わせて募集している。

その意味合いに対して歌詞が出てくることを考えると、そちらが先であることが重要である。

その手順を間違えないようにきっちり確認しながら選択をしていきたい。

会長： 後戻りしないように確認した上で、ご意見はどうか。

ベースを事務局から提供いただいているので、これに対して方法の追加の案や必要ないと思われる項目等いただければ。

委員： ②ワークショップが一番いいと思うが、現実味がないと思う。

過去の決定方法を見ても①が基本だと思われる。

ただ、資料 1-2 を見ていると全国に広げると、地元住民の応募よりも県外が多くなることが読み取れる。

柘植中の校歌は全国的に有名な方が作詞作曲をしているため、全国規模で話をしていたと思われるが、校章に関しては地元で作りたいという気持ちがある。

会長： ある部分の助けはいるかもしれないが、あまり広げてしまうと良くない。

委員： この際、偉大な作曲家よりは…

会長： 精峰中の校歌は地元の方が作ってくれた。柘植中は日本でも大先生が作っている。ご健在ならまた依頼できるかもしれない。

伊賀でもそういうことをされている、校歌なら音楽家もいると思う。

そういう方があれば、みなさんから意見をいただいてそれらも含め検討していった

方がよいと思われる。

校章については、地元の人間が地元愛としてのシンボルとして考えていった方がいい。こちら側から多くを示さずに住民から自由に出ていただくのはどうか。

委員： 校名も決まっていない段階なので、難しい判断になるが、校章については公募によりデザインしていった方がよいと思う。

委員： 校歌は専門家のほうが良い。

委員： 校歌については、ワークショップまではいかないが、もみじ、つづじ、桜、柘植川、霊山など、こういう言葉は入れたほうがいいというのは用意しておくのが良いかもしれない。

会長： 柘植の会長はワークショップを開いて皆さん方にご意見をいただいた方がいい、というのが想いだと思うので、そういうものを開催してもいい。

委員： 同意する。

委員： 作詞は公募メインで作曲は専門家の方にお願いする方がしっかりしたものができるのでは。

校章は公募で良いが、先ほどの柘植中、霊峰中の校章と由来を示すのが良いのでは。霊峰中の R と S の意味について初めて知ったので、意味合いをお伝えする方がよい。

委員： 異論ない。

事務局： 一旦ここまでのご意見を整理させていただくと、校章に関してはいがまち地域という範囲で、ある程度自由に幅広く公募させていただき、公募に当たっては現在の柘植中学校、霊峰中学校の校章と由来をお示しする。

校歌に関しては、歌詞のキーワードを地域などで集めてきていただいたものを盛り込んで専門家に依頼するということでよいか。

会長： 校歌の公募は難しい。伊賀の水を飲んで育った人にその気持ちを込めてお願いさせてもらった方がいい。

委員： ちなみに中学校でも入学式、卒業式で生徒さんがピアノを弾いているが、あの子たちは作曲などができるのか。

委員： ピアノを弾くことはできるが、作曲はできないと思う。

委員： 某企業のなかにも音楽をやっている方がいらっしゃる。そういう方も公募をしたら出てくるかもしれない。

どちらかと言うと最近の方がなじむような曲でないといけない。

事務局： 事務局として、いがまちの中学校出身で作曲がでて、中学校の教員をしている方に話を聞いたが、作曲はできるが作詞については文学的な知見を持っている人にお願いしたほうがいい、という意見であった。

委員： 作曲ができる方についての話を1回目の会議で出してもらっていたこともあり、柘植中・霊峰中の出身のプロのピアニストがあり、その方に打診だけはしている。

協力できることはさせてもらうと言ってくれているので、どういった形であれ関係してもらえれば。

1名は大学の音楽教授、もう一人の方もコンサート等を行っている。

一度、事務局より打診してもらう等対応してもらえれば、そこから作詞家などにもつながるかもしれない。

会長： 普通の歌でも歌詞と曲を2人で作っていることがよくあると思う。

委員の言われた方について私の方でも存じ上げているので、その折にはお願ひに行つていただければ。

今、委員が言われたようにいがまちの出身の方で音楽を主として、教鞭を執られたり、作曲活動をされている方について、もう少し時間があるため一度リストアップをしていただき、次回の会議で検討できれば。

事務局： 校歌については、作詞・作曲ともに専門家に依頼するということでよいか。

会長： 伊賀は文化人が多いので、そういう方をおられるのでは。

校歌については素人ではなく、専門家をリストアップしてそういう方々に依頼するということで進めたい。

事務局： そういう方々の情報を委員から事務局にご連絡いただけるという認識でよいか。

会長： 然り。いがまち出身またはいがまちに関わって活動している方で作詞・作曲ができる方を事務局へ連絡してほしい。

事務局： 可能であればお名前、連絡先、どういった経歴かなどわかる範囲で結構なのでご連絡いただきたい。

会長： PTA会長の方々も情報を事務局へ寄せいただきたい。

校章についてはシンプルなデザイン、この地域を表すもの。

先ほど校長から話のあった校章の意味や由来について、改めて聞くと素晴らしいものであった。

こういうものは子どもたちや住民に出て公募することとしたいが、その応募の際、手描きで出してもらう、というのは問題ないか。

事務局： 校章に合わせてデザインを調整する旨を追記して公募することも可能である。

会長： それでは校章については地域の皆さんに募集をかけるということで。

委員： 応募については完成品なのかイメージのようなものでいいのか。

委員： 中学生の体育祭などを見ていると、生徒が様々なものを作っているが、その文字や表現を見ると、中学生などが面白いものを作ってくるのでは。

委員： 10月からタブレットが新しくなり、ペンも使えるのでそこに絵を描いて電子媒体で出すことも可能。

委員： 子どもたちにやらせた方がいいものができるのでは。

会長： これから自分たちの通う、または卒業生が通っていた学校の校章がこういうものがいいというのが出てきたら、そういう子たちに募集をかけたい。

先生方にお願いしないといけないが、学校でもタブレットでも手描きでもいいから描いてもらうような知恵を出してほしい。

委員： 小学校の校長が小学校はないのかというような表情をしている。

会長： 小学校もタブレットがあるので、小学校も対象。

委員： タブレットが新しくなるのは小学校も中学校もか。

委員： 更新時期なので同じように新しくなる。

委員： それであれば休み時間でも書けるのでは。

委員： 美術の授業で先生の指導を受けながらのほうが良いと考えている。

卒業生に関しては校名と同じように個別で応募してくるようにするしかない。

委員： 卒業生はデザインを紙に描いてもらって応募でもいいのではないか。

会長： 校歌については地元の専門家、校章については地域の方に公募という形で進めてい

く、でよいか。

委員： 確認だが、公募の範囲は伊賀市民までか地域住民までか。

事務局： 協議を聞いていると、地域住民に考えてほしいというように思える。
いがまちにお住まい、育った方までという認識だが。

委員： 然り。

会長： あとはどうか、周知や募集の方法については事務局一任としていいか。

事務局： 校名募集と範囲が類似するので、同じ方法で周知・募集をしたいと思うが、校名募集のときの方法に追加したい事項などがあれば盛り込む。

会長： 追加してほしい方法などはあるか。

(意見なし)

事務局： 校名募集の方法に加え、委員からも積極的に公募を促していただければ。

会長： 承知した。

事務局： 公募のあとの決定方法についても協議会で決めるか、投票かなどのご意見をいただきたい。

会長： 投票はどのようにするのか。

事務局： 事務局の想定では協議会での絞り込みののち、学校・地域に投票をお願いする形が良いと考える。

会長： その方向で進めるのが良いと考えるがどうか。

(異議なし)

会長： 校章・校歌の決定方法について、その他意見がなければこの方法で進めていければと思うがどうか。

(異議なし)

事務局： 次回以降にご意見を踏まえた募集の方法やスケジュール等整理したものをお持ちする。

★ 校名が決定後、校章・校歌の決定作業に移る。

★ 校章については、いがまち地域(柘植・霊峰中学校卒業生含む)を募集範囲として公募を行う。

・公募は手書き含めて募集する。(イメージ図でも応募可)

・小中学校についてはタブレットを活用して応募してもらう。

・最終決定は事務局で候補を絞り込みの上、いがまち地域を範囲として投票により決定。

★ 校歌は歌詞・曲ともに専門家に依頼する。

・歌詞に盛り込むキーワードは学校や地域で取りまとめを行う。(やり方は地域に一任)。

・専門家の候補について事務局に連絡し、次回会議で依頼先の協議を行う。

<事項2(2)> 通学方法について

【資料 2-1～2-6 に基づく説明】(事務局より説明)

まず初めに、通学に関して特別な支援の必要な児童・生徒の対応については、学校、教育委

員会、生徒児童本人および保護者の方と個別で別途協議して対応している。

今後も心配なこと、相談したいこと等があると聞いた場合、学校や教育委員会へ連絡するようご案内いただきたい。

資料2-1は通学方法について、新たな中学校に通学するための通学手段について、保護者の方、地域の方からご意見をいただき、そのご意見を一覧にまとめたもの。74人からご意見をいただいた。

1ページ目が柘植中学校区内、2ページ目が靈峰中学校区内の方からのご意見であり、居住地区ごとに、小学生、中学生の保護者さんのご意見に分けて記載している。各ページの最下段の欄は、地域に関するものでなく、全体的な意見ということでまとめてある。

ご覧のとおり、鉄道やバスなどの交通手段を希望するという意見がある。資料2-1の「遠距離通学」に○印がついている地区は通学距離が5キロ以上の地区で、それ以外の地区は、遠距離通学の基準以下の地区となる。遠距離通学の基準については、第2回の検討協議会で説明したが、改めて資料2-2にまとめている。

通学方法の基準については令和7年の5月に策定した伊賀市学校みらい構想基本計画で定めている。

通学方法は小学校が徒歩、中学校が徒歩・自転車。

伊賀市の遠距離通学の基準は小学校が3km以上、中学校が5km以上と設定している。これは文科省基準の4km以上、6km以上よりも1km分短くして、基準を緩和している。なお、距離の算定は生徒の自宅からではなく、該当地区の公民館や集議所など公共施設から学校までの距離で算出している。通学時間の基準は小・中学校とも1時間以内。

公共交通機関・スクールバスの利用基準は遠距離通学に該当する児童・生徒としている。

費用負担については遠距離通学に該当する場合全額を市で負担、スクールバスの運行についても市が全額を負担しており、保護者負担はない。

学校みらい構想基本計画は、急激な人口減少・少子化による児童生徒数の減少に対応するため、伊賀市が将来にわたって質の高い教育環境を維持・充実させるための「望ましい学校規模や学校配置に関する基本的な方針」を示す計画でその中に通学に関する基準も記載している。

この学校みらい構想基本計画の策定に当たっては、学識経験者、PTA代表、校長代表、地域代表、公募した市民などが委員となる委員会を設置し、計画の策定を進め、中間案にはパブリックコメントを募集し、市民の皆さんとの意見を踏まえた上で、今年度策定したものである。通学に関する話は、その基準に則って対応したい。

ご意見の中には、バスと自転車を選択したい、雨の日だけバスを希望などがあるが、今後スクールバスを検討する場合においても、スクールバスの契約・運用についてのさまざまな制約があるため、資料2-3にまとめている。

通学方法は基本的に同じ地区では全員がバス、全員が自転車のどちらかになり、バスの乗降場所についても居住地区での乗降を基本とする。

スクールバスの契約は1年ごとの契約をまとめて行っており、バスの大きさによって単価が変わってくるため年度当初に乗車人数を示して契約しており、天候により乗車人数の増減には対応できない。

料金を払ってでも乗りたいという意見もあるが、許認可の問題のためスクールバスでは対応できない。また、ルートの変更も契約変更が必要となるため基本的にルートは固定である。

毎年11月頃に翌年度の乗車人数、乗降場所、路線図、時刻表を作成し、1月にはその資料を用いて入札を行い、2月には運行業者が決定する。

スクールバスの運行については自由度が極めて低いということをご理解いただきたい。

事務局としては、通学方法については継続して協議していただく必要があると考えている。

資料2-4以降は危険箇所についての意見集計結果を一覧にしたもの。

小中学校の保護者の意見に加え、柘植・西柘植・壬生野の3つの地域からもご意見をいただいた。集約にご協力いただき、感謝申し上げる。

1から11番が柘植中学校区、12から26番が霊峰中学校区の危険箇所で、資料2-5の地図は、資料2-4の番号に対応している。

危険箇所については、道路別に具体的な箇所を記載し、交通安全プログラムに上がっているものは該当欄で示している。具体的な内容は、一番右の欄に道路等の設備の問題なのか、交通違反やマナーの問題なのかを分類して記載している。

資料2-6は、危険箇所等のご意見、ご要望について、市でできる対応、また市以外のどこへ要望していくかの資料となる。それぞれの道路管理者や近隣企業に対し、危険緩和・解消のための整備に対する要望をしていきたい。

市道については、建設部道路河川課が管理を行っており、通学に使用する道路整備については、予算の制約はあるが、積極的に要望をあげてほしいとのこと。

交通量、気候などの環境面は変えられるものではないが、今回出された意見をもとに、改めて要望する箇所や通学ルートを整理し、早期に道路等の整備が進むよう保護者の方、先生方、そして地域の方に引き続きご協力いただきたい。

《質疑等》

会長： 本日最終的に決めるということではないということで、一度しっかりと目を通していただきたい。

特に資料2-2に記載の基準について、しっかりと確認していきたい。また、スクールバスについても事務局から説明のとおり、様々な制約があるということを確認していただきたい。

危険箇所については、学校・地域のご協力のもと整理したものであるので、きちんとクリアし、子どもたちが安全に通学できる段取りをしていきたい。

経費の面もあるが、通学方法についてどれが一番良いのか議論したい。

委員： 学校みらい構想基本計画については4月22日の柘植地区の小中学校保護者勉強会でも説明いただいた。通学距離についてはみらい構想ができる前からあったものであり、本計画がベースであるということをお伝えする機会もよくあるが、保護者の不安からくる感情の部分と数字的な基準を前提とする部分が噛み合っていない現実があるのが気になっているところである。

質問だが、第2回で小杉地区の迂回ルートについて、数字を入れていただいているが、今回入っていないのは意図があるのか。

事務局： 距離については遠距離通学の地区について示すにあたり記載している。
小杉地区については迂回ルートを通る場合 5kmを超えるため、書いておくべきだつたと考える。

委員： ホームページで公開いただく際に、以前の資料と違いがあると見る方が混乱されるので、修正いただくことは可能か。遠距離該当の○印も含めてお願ひしたい。

事務局： ホームページ公開時に追記した資料とする。

委員： 12 番の御代インターについて地図上に数字が載っていないが記載漏れか。

事務局： 資料2-5の2ページ目に入っている必要があるので、これも記載漏れである。先の内容と合わせて修正する。

会長： ここで通学方法については決められないと思うので、資料をしっかり確認いただきて、関係各所での議論をしていただきて以降の会議で結果を伝えいただくことで良いか。

委員： 資料 2-1 について、靈峰中学校区で川西、西之澤がないが。

事務局： 保護者の方からのご意見があったものはすべて掲載しているので、該当地区にお住まいの保護者の方からの意見の投稿がなかったということである。

委員： 地域から出している危険箇所については出している。

委員： 危険箇所について、学校で集約した意見は保護者に学校に集まってもらい、おそらく通学路になるのであれば国道25号線を通るであろうという前提で上げているため、それ以外の箇所については内容が少ないと思う。
山出、前川、上村にお住まいの方も子どもの数が少なく暗いため、国道25号まで出てきてから通学したほうが安全という意見であった。

委員： 柏原小も同じであり、人通りが多いところがいいということで、もし自転車で行くのであれば国道25号を通るという意見がほぼ全員であった。
臨時の地区委員会をしたが、バスが良いというのが圧倒的多数の強い意見であった。いがまち地区の小中学校5校あるが、すでに自転車通学をしている中学校とは状況が違っており、今より遠いところへ行くという不安もあってか、「なぜバスを出してくれないのか」ということを強く言われた。
距離を見ても靈峰中学校区の希望ヶ丘と山畠はかなり遠いがそれ以外は比較的短い。柏原地区については 7km 以上はほぼないが、4km 以上の地区の数が多い。
希望としては国道25号に1台バスを走らせて何か所が止めていただくのが一番良いという意見だった。

会長： 保護者の皆さん方はそういう意見であったということ、その上でスクールバスの問題についても確認していただきたいうえで議論を深めていただきたい。

委員： 資料 2-3 の地区単位でバス通学をしてほしいという話について、ある地区に集まって乗降するというのは問題ないのか。

事務局： 複数地区の乗降可能な場所の1箇所に集まって乗降してもよいか、という質問で間違いないか。

委員： 相違ない。

事務局： 地区ごと、という意味は、ある生徒はスクールバスで、ある生徒は自転車で、という区別はできないということ。スクールバスを使用するとなった場合、交通手段は各自選択制ではなく全生徒固定制でスクールバスになるという意味である。

委員： 西柘植小、靈峰中の校長に伺うが、上村に中出区の飛び地があるがそこに住んでいる生徒はどうやって通学しているか。

会長： 今はその地区に住んでいる中学生はいない。

委員： 事務局にお願いなのだが、柘植地区の保護者は靈峰中学校の通学状況を知らないため、どういうふうな通学をしているかという情報があればいいと思っている。
資料2-1についても抜けてる区があるので、応募がなかった区についても投稿なしという書き方でもいいので追記していただきたい。

委員： ないと不思議に思う。

会長： 子どもが今いなくても今後、子どもがいるときに考える必要は出てくる。
入れることは可能か。

事務局： 可能である。

事務局： 飛び地や意見の入っていない区名などは、学校と一緒に確認をしたうえで修正をさせていただく。

会長： 丁寧な説明ができる資料として提供いただければ。
壬生野はそういったところはないか。

委員： 春日丘に卒業生がいる。アパートがあるため小学生もいる。

委員： 通学路が山道の藪の中を通ってくるで、イノシシやシカが出たり、野良犬がいたり危ないところである。

委員： 小学校へ行くのに山畠を通ると遠回りになるので、昔の農場のところを通てくるのが春日丘の通学路になっている。昔からそうである。

会長： 様々な条件や基準があるため、持ち帰っていただき資料を読み込んだ上で次回以降に意見を出していただければ。
この資料は今後どのようにして地域の方等に共有すればよいか。

委員： 修正いただいたものをいただければと思う。

委員： 修正をお願いしたい箇所がある。
赤い線について通学路に使っているまたは使うと想定されるという意味であれば、御代インターの側道(資料2-5の2ページ目 21番)は使っていない。西之澤の生徒は壬生野インター付近を通らずに、塚脇から御代地区を通って学校に来る。
希望ヶ丘から降りてくる16番も通行しないようにしている。希望ヶ丘口周辺の生徒も25番の道を通行している。

事務局： 赤い線は危険箇所の意見が道を指す場合に道の範囲を示すものとして使っている。

事務局： 修正の際に通学路として現在使っている道を別の色で示したものを作成して出させていただく。柘植中学校からは現在ないので、仮のものにはなるが。

会長： 学校と相談しての修正をお願いする。

委員： 先日の保護者の意見で通るのであれば国道25号を通り想定になる。

会長： 次回の会議に修正したものをいただけるか。

事務局： 本日の資料や議事録をホームページに上げる際にすべて直した方が良いと考える。これまでの議事録の公開よりお時間をいただくが、すべて修正したものを委員にご確認いただきた上でホームページに掲載したい。

会長： そうしたほうが危険箇所に対する要望の整理もやりやすいのでお願ひする。

委員： 柘植地区では10月22日に自転車で通学想定箇所の様々なコースを通行してみる予

定である。その際に保護者とは違う意見が出てくる可能性がある。

会長： 良い取り組みだと思うので大変だと思うがよろしくお願ひする。

委員： 希望ヶ丘からの通学は雨の日も自転車であり、靴も荷物も濡れて帰ってくる。

そういう日の利用できる行政のバスがあればと考えているが、ダイヤの状況が学校利用に合っておらず、ダイヤや定員の見直しを考えていきたい。

乗車できる公共交通機関があれば、高校生を含む地域の方も利用できるし、親も安心して子どもを送り出せるため、検討をしていただきたい。

会長： 行政バスの運用について交通政策との関係もあるが、一番良いのはダイヤを通学時間に合わせたものを設けてもらうことである。

事務局： ダイヤの問題もあるが、乗車人数の問題もあり現在のバスでは生徒を全員乗せることはできないためバスのサイズを大きくする必要がある。

持ち帰らせてもらって協議させてほしい。

会長： 公共交通課にこういった意見が出ているということで協議いただきたい。

事務局： 希望ヶ丘からの行政バスを利用するのであれば、遠距離通学の範囲であるためバスの定期券は全額補助することができる。

スクールバスは公共交通機関がないため、個別でバスを走らせざるを得ないときの手段である。

委員： 行政バスに乗るとなると大体何人くらいになるのか。

委員： 小杉からの行政バス乗車については定期券を保護者負担なしでいただいている。

事務局： 希望ヶ丘線の行政バスは運転手を合わせて14人乗りのバスが走っている。

生徒を乗せようとすると2便くらい出す必要がある。

委員： それがうまくいけば「空気を運んでいる」と言われることはなくなる。

公共交通がしっかりやってくれたら子どもたちは助かる。

委員： 今年の生徒の人数だと希望ヶ丘西が19人、希望ヶ丘東が26人である。

会長： 全員乗せるのであれば大型バスや2台運行などの検討の余地がある。

事務局： 行政バスにすると、学校行事などの登下校もダイヤに合わせる必要があるため、そういうことの調整も必要になってくる。

会長： 低学年と高学年の下校時刻の違い、中学生であればクラブ活動の終わる時間が違うなどの問題も含め検討をしていく必要がある。

これまでの経緯もあるが、この機会をうまく活用し新たな交通体系も検討していかないといけない。そういう意味ではいい時期なのではないか。

事務局： 今回の統合でご意見のような運用でのスクールバス利用となると、伊賀市全域がスクールバス通学になってしまふため、考えないといけない。

会長： 自転車で通学したいという生徒もいるし、行政バスであれば選択ができると思われるの、遠距離の生徒が選択できるようにしたい。

<事項2(3)>その他

① 次々回の開催日程について

★ 次々回 12月16日(火)19:00～に仮決定。(次回 10月27日(月)※9/1 開催時決定)

※ 事務局の会議が入る予定があるため変更の場合は追って連絡する。

学校名の投票候補の決定を行う。11月は校名の投票期間とする予定。

② 第4回の会議資料について

ご出席の方について、修正が必要な資料については修正後送付させていただきたいので、修正前資料の外部展開をお控えいただきたい。